

浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業の概要

1 事業名 浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業

2 都市計画決定権者 浦添市長 松本哲治

※対象事業が都市計画に定められる場合において、都市計画決定権者が市町村である場合は環境影響評価手続を都市計画決定権者が行うことができる。

【根拠】沖縄県環境影響評価条例第42条第2項

3 事業場所 浦添市伊奈武瀬1丁目555番地25地内（現：伊奈武瀬野球場）

4 事業目的

浦添市のごみ処理施設（現浦添市クリーンセンター）は、昭和57年（1982年）12月に竣工し、浦添市内から排出されるごみを処理してきたが、施設の老朽化が進んでいることから、新たな施設を建設する必要がある。そのため、本事業では、新たに新一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）及びマテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設）を整備することを目的としている。

5 事業概要

(1) 事業種類 廃棄物処理施設の設置又は変更の事業

※沖縄県環境影響評価条例の別表（第2条関係）13 廃棄物処理施設の設置又は変更の事業

(2) 事業規模 1日当たりの処理能力 約194 t

(3) 施設規模

- ・敷地面積 約2.4ha
- ・焼却施設 処理能力 約97 t/日×2炉
- ・マテリアルリサイクル推進施設 約16 t/5h
- ・その他施設 駐車場等

6 経緯

(1) 事業計画の経緯

現在、立地している浦添市クリーンセンター建設地は、昭和52年に公有水面埋立免許を得て、浦添市勢理客地先の公有水面を埋立てることにより、確保されたごみ焼却施設の建設用地である。清掃工場は一般的に15年～20年で施設の更新が必要とされること、ごみ焼却を継続しながら新たな施設を建設する必要があることから、埋立当初より、現浦添市クリーンセンター建設地の隣に、将来の建て替え用地を確保していた。

廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月31日閣議決定）では、ごみ処理施設は市町村単位のみならず広域圏での施設整備を進めていく必要があるとしていることから、浦添市は中城村及び北中城村との間で、平成27年2月からごみ処理の広域化に向けた協議を重ね、浦添市が中城村及び北中城村から地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく「事務の委託」を受け、ごみ処理施設を整備していくことで合意している。平成30年6月27日には「事務の委託に関する規約」を施行し、浦添市による新施設の整備に関する事務が執行されている。

(2) 環境影響評価手続の経緯

○配慮書手続

平成31年2月4日 計画段階環境配慮書の県への送付
3月20日 計画段階環境配慮書に対する知事意見の提出

○方法書手続

令和元年8月9日 方法書の県への送付
8月9日 方法書の公告・縦覧（～9月9日）
8月13日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問
9月26日 住民等の意見の概要書の県への送付

令和元年11月19日 沖縄県環境影響評価審査会から答申
11月25日 方法書に対する知事意見の提出

○準備書手続

令和4年1月7日 準備書の県への送付
1月11日 準備書の公告・縦覧（1月11日～2月9日）
1月21日 沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
2月25日 住民等の意見の概要書の県への送付

浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業の環境アセスメントに関する流れ



